

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

2023年10月、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、免税事業者は取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが懸念されていた。

インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。制度導入に当たっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの事業者支援措置が講じられてきたが、小規模事業者等からは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも多く、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

長引く物価高が国民の生活を直撃し、実質賃金が低迷する中で個人消費が冷え込み、小規模事業者等は人手不足や賃上げ圧力が強まる中で必死の努力を続けているが、経営環境はより一層厳しさを増している。インボイス制度によって課税業者にされた売上高1,000万円以下の小規模事業者等は、価格転嫁もままならず、消費税を納めるために貯蓄を取り崩して借入れをするなど、もはやインボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求める状況ではない。

加えて、2026年10月からインボイス制度の「2割特例」や「8割控除」などの事業者支援措置が廃止・縮小されれば、フリーランスや小規模事業者等の苦境が一層深まるため、小規模事業者等の経営の持続化や県内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、全国では埼玉県議会で自民党県議団が提出し採択されたのを皮切りに、佐賀県議会や全国37自治体（2025年7月末時点）においてインボイス制度の廃止や見直しを求める意見書が採択されている。

よって、本市議会は地域経済を基盤から支える小規模事業者等の事業存続を守るため、過度な負担を事業者に与えるインボイス制度を早急に廃止することを求める。

### 記

- 1 インボイス制度を廃止すること。
- 2 廃止されるまでの間、「2割特例」と「8割控除」を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、  
経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長、沖縄国税事務所長